

事前協議の申請(審査)方法の変更について

現在、太田市開発事業指導要綱に基づく申請書を提出の際には、事業者(又は申請代理人)において市役所の関係各課へ持ち回り、各課の簡易審査完了後に建築指導課で受け付けるという流れになっていましたが、令和6年3月1日からは、事業者(又は申請代理人)による申請書の関係各課の持ち回りを廃止し、建築指導課でそのまま受け付けることとします。

なお、関係各課への持ち回りを廃止するにあたり、事業者(又は申請代理人)には申請図書の一部をデータ(PDF形式)で求めることがあります。ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。